

史料が語ること・史料から読みとれることー原本・刊本・デジタルミュージアムの間ー  
於：デジタルミュージアム 秘蔵の国 伊賀公開記念講演会  
20210227 甲南大学文学部歴史文化学科 東谷 智

はじめに

◎自己紹介

- ・東谷 智 日本近世史：藩政史、行政機構  
越後長岡藩、近江彦根藩、近江堅田藩、播磨福本藩など
- ・伊賀市との関わり  
上野市史専門部会委員（2003～2004）  
伊賀市史編集委員（2004～2018）

◎伊賀市と史料の公開・歴史研究

- ・古文献刊行会の活動 『庁事類編』『永保記事略』など多数の史料集の刊行  
基礎史料の充実ー民間による刊行、一般市民が手に取れる形での提供
- ・分厚い基盤の上に市史編纂事業がスタート

◎今日のお話

- ・歴史研究者は史料から何を読み取っているのか 文字／文字以外
- ・史料を手がかりに史料の「公開」や「アクセス」の具体例
- ・原本→刊本→デジタルミュージアム
- \*デジタルミュージアムだからこそ読み取れること  
ー実例を2例紹介します→最後に「史料が語ること」

1. わかりやすく史料を伝えるー藤堂高次の判物を例に

◎「国中万うりかひ免許状」「野島年貢御免文書」（デジタルミュージアム）

- ・写真を見る
- ・文字にすると 【資料①】
  - (a) 翻刻 \* 写真と翻刻の対比
  - (b) 句点など 「、」「・」
  - (c) 傍注 ⑤わきへ（脇々） 言葉  
⑧大学（藤堂高次） 人物  
\*官途名（かんとめい）
- ・さらに分かりやすくすると
  - (d) 書下し ④「可仕候」→「仕るべく候」
  - (e) 解説 ⑤「脇々」  
⑧官途名 「〇〇守」

## 2. 文字以外の情報—藤堂高次、高久、高兌の判物を例に

### ◎デジタルミュージアム—拡大が出来る

- ・紙質 大高檀紙（おおたかだんし）
- ・折り目 縦紙、折紙 \*包紙
- ・花押
- ・汚れ  
\*触れれば紙のへたり具合も

### ◎武家社会の文書作成

- ・一定のルールと秩序に基づいた作法
- ・受け取った側の保管と活用
- \*社会の中における文書の機能

## 3. 文字以外の情報—『永保記事略』を例に

### ◎デジタルミュージアム—色が分かる、形が分かる

- ・文字の色—（朱筆） 【資料②】（『永保記事略』）
- ・記号—「△」と「ム」
- ・『伊賀市史』資料編での解説 【資料③】（『伊賀市史』第5巻・資料編）

## おわりに

### ◎デジタルミュージアム

- ・史料を分かりやすく提供する（＝「アクセス」）  
古文献刊行会以来の蓄積がある伊賀→市史→デジタルミュージアム
- ・格段に増えた情報量  
\*文字以外の情報
- ・史料が語ること
  - ①ある時期の社会の中で機能していた文書
  - ②文書を保管・伝存してきた「人」
  - ③古文書は「非現用文書」（＝モノ）、  
史料としての意味を与える必要（＝「史料化」）
  - ④コンテンツ＋史料としての意味を語ること 車の両輪

## 【参考文献】

(自治体史)

- ①『伊賀市史』第5巻・資料編・近世、2012
- ②『伊賀市史』第2巻・通史編・近世、2016
- ③『伊賀市史』第7巻別冊、2017

(論文)

- 東谷①「藤堂藩伊賀国の役割と藩政機構－城和領と広域行政をめぐって－」（藤田達生監修、三重大学歴史研究会編『藤堂藩の研究』論考編、清文堂出版、2009）。
- 東谷②「藤堂藩の成立と伊賀－藤堂高虎・高次・高久を中心に－」（『甲南大学紀要』文学編162、2012）。
- 東谷③「藤堂藩の藩政と伊賀」（三重大学歴史都市研究センター『ニューズレター』第3号、2013）。のち藤田達生監修、三重大学歴史研究会編『地域社会における「藩」の刻印－津・伊賀上野と藤堂藩』清文堂出版、2014に再録。

(講演)

- 東谷④ 2007.11「藤堂藩伊賀国の役割と藩政機構－広域行政・軍事力をめぐって－」（主催；三重大学歴史研究会藤堂藩史研究会、ときめき高虎会と共催、伊賀市教育委員会後援）→東谷①
- 東谷⑤ 2011.11「藤堂藩の成立と伊賀－3代藩主藤堂高久を素材にして－」（伊賀上野城築城400年イベント）→東谷②
- 東谷⑥ 2014.5「藤堂藩伊賀者の職務について－戦時と軍事の双方から－」（忍者・忍術学講座／三重大学伊賀連携フィールド主催）→市史①②
- 東谷⑦ 2014.11「戊辰戦争における藤堂藩の東北従軍日記」（伊賀上野城「藤堂高虎展－出世物語－」講演会）→市史①②
- 東谷⑧ 2016.10「『伊賀市史』本文編・近世を刊行して－「伊賀者」「伊賀国」などをめぐって－」（青山公民館図書館公開講座）→市史②
- 東谷⑨ 2016.12「江戸時代前期における藤堂藩の民政の展開と藩政機構－新田開発・儉約令などをめぐって－」（美旗市民大学講座）→市史②

## 【資料①】

### 【本文】

- ① 国中万売
- ② 買之事、上野町・
- ③ 名張町・阿保町
- ④ にて商売可仕候、
- ⑤ 右之外(脇々)わきくにて
- ⑥ うち(売買)りかい堅令停
- ⑦ 止者也
  
- ⑧ 寛永九年 (藤堂高次) 大学
- ⑨ 五月廿三日 (花押)
  
- ⑩ 伊賀
- ⑪ 上野町中

### 【解説】

- ⑤ 脇々―他の人々や他の物事を指す。「脇々より申し出」⇨他人から申し出る。
- ⑨ 大学―江戸時代の武士は、苗字と実名（大岡忠相の場合、苗字が大岡、実名が忠相）の他、官途名を名乗った。官途名は、古代の律令国家の役職名が用いられる。「大学」は、「大学寮（だいがくりょう）」という式部省に属した中央の官吏養成機関のことである。大学寮のトップは「大学頭（だいがくのかみ）」と言う。藤堂高次は寛永十一年（一六三四）七月一六日に「大学頭」という官途を朝廷からもらった（『寛政重修諸家譜』）。なお先に例に挙げた大岡忠相の場合、官途名は「越前守」である。

武家が公文書に署名するときには、実名を記すことはまれで、通常は「苗字＋官途名」を記す（「大岡越前守」）。略式の場合は官途名のみを記す（「越前」）。

付御隱居御止メ被成外事

寛文六年三月

一犬を殺し外事堅御法度之段被 仰出外事

同月十四日

一上使を以御感之鶴五御拜領之事

四月

一坂根玄春之藤堂内匠へ此時分御預被成外事

△同月廿八日江戸へ龍登ル

△玄春機町屋ニ成共在郷ニ成とも勝手次第ニ居外様

他國へ出申間敷旨十二月廿四日申來之

五月八日

一京極丹後守殿御改易被 仰付御嫡子 近江守殿を

殿様に御預ケ被成り段申來之

△丹後守殿へ南郡大膳大夫殿へ御預

△いかへ爲御差登被成式部へ御預ケ之事

△御自筆御書を以被仰出之其後も御書を以被仰出之

△五月廿日御登リ之事

石

石

△近江殿爲御扶持料三千俵公儀へ被下外事

△渡邊長兵衛御差添被成

△加判奉行中小路五郎左衛門柘植迄御迎罷越

△廿六日家來中上着

△其後別屋敷御引移外事 其餘委細一件帳有之

尙此書狀御付等數多アリ (是ハ翌年也)

△右丹後守殿は丹後國宮津之城主 領知七萬八千

八百石從四位侍從ニ被任高國朝臣と申也御親父

高廣入道安智斎と御不和 丹後守殿之無道之義

共安智殿へ御訴外ニ付右之通御改易之由也且又

近江殿御實名高頼と申外也其外男女御兄弟方皆

御預ケ之由也○近江殿御免 江戸へ御下り 十

五年目延寶八申九月也

寛文六年五月十一日

一御國之御仕置ニかゝり外者は第一依怙員負不仕外様

心かけよくをたしなみ外様被 仰下外事

△是も御自筆 被 仰出之

同月廿一日

一若殿様高久公御上國之事

△いつも爲御侍講致參津外得共今年へ京極近江守殿

御登リ御用ニ付采女不及罷職使者を以御祝儀御樽

差上外事

同月廿五日

一御同所様に爲 御目見廿四日五日之内參津 仰出外所辨權平病氣之様子達 御聞外ゆへ延引仕外

様被 仰出之

△權平義ハ采女元住ノ子四男ハ元五月廿五日死去

ナリ此義帳面ニ不相見

寛文六年五月

一仁右衛門采女四郎右衛門相侍中之内一人ツ、江戸詰

被 仰付一年替にて以上六人申付外様被 仰出之

△右は仁右衛門采女組鐵炮之者江戸ニ相詰外所小頭

はかり 是はいかゝニ付右組引廻し外様成者四巨石

る六百石取之者申付外様被 仰出外也

六月五日六日頃

一參津之事

△御料理被下御拾致拜領罷歸外事

六月廿七日

一小十郎元連 名若班ニ外間十右衛門と更名仕外様被

仰付外段申來外事

△此節江戸ニ相詰居外也

△仁右衛門方之小源太は惣左衛門と名替り出雲方ノ

小太夫は八郎左衛門と更名也

△十右衛門ノ二十人扶持被下外は同年七月也

寛文六年六月晦日

一本多内記殿同肥前殿江戸へ御登りに付御運行嶋ヶ原

御一宿之事

△御預人近江殿置地ニ御座外付御遠慮 嶋ヶ原御止

宿之由尤上野御運行之節ハ御手廻りはかり 御も

御伏させ被成外事

右之通被 仰出候之間、西國侍中江可被 仰渡候、

已上

承応三年

午ノ

十一月六日

藤堂兵左衛門 (花押)

藤堂監物 信直(花押)

藤堂仁右衛門殿

藤堂采女殿

藤堂長門殿

井上十右衛門殿

池田権左衛門殿

加納藤左衛門殿

三浦少之介殿

年月未詳 知行の増減等に伴う蔵米等の渡し方が定められる

11 (宗国史 外篇目録 国約志第二 俸祿条 蔵米)

伊賀市上野図書館所蔵文書

御扶持下行定式

一被 召出候ハ、其ま、御知行、御切米、御扶持被

仰出候ニハ其日より渡申候事

一御知行御加増被下増扶持方被 仰出候ニハ其月暮す

たり、其次之月ハ相渡候事

一被 召出御侍ち之事、遅く被 仰出候ニハ被 召出

候ニヶ月すたり、三ヶ月めハ相渡候、但十五日ハ前

八十四日ニ而も一ヶ月ニ立可申候、十五日ハ以後ハ

十六日ニ而もすたりニ成候事

一跡目被 仰出候者ハ被 仰出候日より其知行如定ふ

ち方相渡候事

但、死去之面々跡目不被 仰出内八月割不被下候

事

跡目不立者并減知之者其年物成定

一正月・二月ハ一向不被下 役銀・借米すたりニ成

一三月朔日ハ七月晦日迄其年之物成半分被下、役銀応

半物成出入、借米元利返上之事

一八月朔日ハ末ハ其年之物成被下、役銀・借米元利共

出ス

右為 御意相定書付也

一父子相勤候者其子之知行・合力米ハ不被下候、借米

ハ其子之分ハ無返上

ハ異本尊跡目草稿 正月・二月・三月ニ相果候者共ニ

跡目不被下者共ハ其年之物成不被下候

四月ハ七月迄ハ其年之物成半分被下

八月ハ暮迄ハ其年之物成ハ被下、御借米・御借銀

引取申候、右之通承応四年之末二月廿二日御前被

仰出相定ル式也

右御借米・御借銀引取可申候、御役銀ハ被下候、

米もりニして取立可申候、右(伊賀・伊勢)いか・いせへも写被遣候

右承応四年之末二月廿二日

諸土物成蔵納ニ被 仰付事

一侍中知行所当改年ハ悉可致二代官を付蔵納候、しか

し物成蔵入、給地共其年之惣帳尻ニ而可相渡事

一十年平シ三ツ七分以上ハ右同前惣帳尻可為事

一十年平して三ツ六分ハ下ニ当る知行取ハ常々蔵米並

ニ可相守事

右之通可相定旨江戸御所ハ任御差図如此候

此趣侍中江可申渡者也

九月十九日

○「ム」は「私」の一部で「わたくし」と読む。「行事類編」などで用いられており、本文に対する注記を付す際、その文頭に記されている。記号のように用いられ、「△」と表記されることもある。片仮名の「ム」とは別字である。